

教育委員会定例会事項書

令和2年10月27日(火)
13:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北野委員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 報告題

報告 1 令和2年度三重県学校保健功労者表彰について

報告 2 懲戒処分に至らない措置の区分について

報告 3 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

4 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和2年10月6日(火)

開会 9時30分

閉会 9時57分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、北野委員

議事録署名者 森脇委員

4 採択議案の件名

該当なし

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

報告2 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜について

報告3 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

報告 1

令和 2 年度三重県学校保健功労者表彰について

令和 2 年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 10 月 27 日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和2年度三重県学校保健功労者表彰について

1 表彰の概要

(1) 趣旨

三重県内の公立学校において学校保健の向上・発展のために、永年にわたりその職務に専念し、その功績が顕著な学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対し、その功績をたたえて表彰する。

(2) 推薦基準

- ① 学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、表彰年度における11月1日現在60歳以上の者。
- ② 三重県の学校保健に顕著な功績があり、現在も学校保健の発展・向上に努めている者。
- ③ 過去において、学校保健に関する功績により国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者。ただし、薬事功労者表彰（三重県知事表彰）及び薬物乱用防止推進運動功労者表彰（三重県知事表彰）については、学校保健分野に関する功績のみでは対象とならないことから、上記の限りでない。
- ④ 推薦者数は、公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、一般社団法人三重県薬剤師会各会2名以内とする。

2 受賞者の決定方法

- (1) 三師会から推薦された者について、学校保健功労者審査会を開催し、上記の推薦基準に合致しているかを検討する。
- (2) 受賞者は、審査会の検討結果に基づいて三重県教育委員会教育長が決定する。

3 被表彰者名

	候補者名	職	推薦団体
1	さいとう のりお 齋藤 紀雄	学校医	三重県医師会
2	てらもと ときお 寺本 勅男	学校医	三重県医師会
3	たなか あきひと 田中 明人	学校歯科医	三重県歯科医師会
4	くずしま まさとし 葛島 政利	学校歯科医	三重県歯科医師会
5	かなまる きよたか 金丸 清隆	学校薬剤師	三重県薬剤師会
6	きたの まさあき 北野 雅章	学校薬剤師	三重県薬剤師会

4 審査会及び結果

- (1) 日時 令和2年9月10日(木) 16時00分から17時00分まで
- (2) 場所 県庁行政棟 第一会議室
- (3) 選考委員名簿

副教育長	宮路 正弘
育成支援・社会教育担当 次長	中野 敦子
教育総務課 課長	伊藤 美智子
教職員課 課長	中村 正之
保健体育課 課長	嶋田 和彦
保健体育課 班長	若山 典彦

- (4) 結果 上記6名、推薦基準に合致

5 受賞者の決定

審査会の検討結果に基づいて、三重県教育委員会教育長が決定した。

6 表彰

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、表彰式は中止とします。

令和2年度三重県学校保健功労者表彰被表彰候補者審査資料
(三重県教育委員会教育長表彰)

<推薦基準>

- (1) 学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、表彰年度における11月1日現在60歳以上の者。
- (2) 三重県の学校保健に顕著な功績があり、現在も学校保健の発展・向上に努めている者。
- (3) 過去において、学校保健に関する功績により国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者。
ただし、薬事功労者表彰（三重県知事表彰）及び薬物乱用防止推進運動功労者表彰（三重県知事表彰）については、学校保健分野に関する功績のみでは対象とならないことから、上記の限りでない。
- (4) 推薦者数は、公益社団法人三重県医師会・公益社団法人三重県歯科医師会・一般社団法人三重県薬剤師会各会2名以内とする。

	推薦団体	被推薦者名	年齢	勤務校 (勤務年数)	功績内容
1	三重県医師会	さいとう のりお 斎藤 紀雄	74歳	①いなべ市立山郷小学校 ②いなべ市立阿下喜小学校 ※通算40年間	氏は、昭和55年4月より平成2年まで、いなべ市立山郷小学校、平成2年より現在に至るまで、いなべ市立阿下喜小学校の校医を40年間の永きにわたり務められ、現在も校医として学校保健に携わり寄与されている。この間、児童生徒の健康診断をはじめ、健康維持増進、疾病予防、学校保健管理に関する専門的な事項に関して、保護者や教職員の相談にも応じ、その誠実な対応と的確な判断に学校からの信頼も厚く、現在も豊富な経験と見識で学校保健に深い理解と実践を重ねている。
2	三重県医師会	てらもと ときお 寺本 勲男	85歳	①三重県立川越高等学校 ※通算 34年間	氏は、昭和61年から現在まで、三重県立川越高等学校の学校医を34年の永きにわたり務められ、主に定期健康診断を行い、児童・生徒・教職員の健康管理に尽力するとともに、学校における保健管理に関する専門的事項の指導を行う等、学校保健に尽力している。また、定期健康診断においては、心雜音を細かくチェックして二次受診の指導をする等、自覚のない症状の早期発見に努めている。その他、インフルエンザ等の感染症が増えた際には、学校からの相談に丁寧に応対し、厚い信頼を得ている。

3	三重県 歯科医師会	たなか あきひと 田中 明人	70 歳	<p>①御浜町立尾呂志学園 小学校</p> <p>②御浜町立尾呂志学園 中学校</p> <p>③御浜町立阿田和小学 校</p> <p>④御浜町立阿田和中学 校</p> <p>※通算 39年間</p>	<p>氏は、昭和56年4月から令和2年3月まで御浜町立尾呂志学園小学校・中学校、平成7年4月から現在まで御浜町立阿田和小学校・中学校の学校歯科医として、生徒のう蝕の予防、う歯の早期治療の徹底、歯と口の健康増進、健康管理等、学校関係者との連携のもと、生徒の口腔衛生の普及と向上に尽力を重ね、功績を残している。また、地域に於いても信頼が厚く、歯の衛生に関する正しい知識を普及し、歯科保健の重要性と認識を深める活動に尽力している。</p>
4	三重県 歯科医師会	くずしま まさとし 葛島 政利	65 歳	<p>①三重県立桑名高等学 校衛生看護分校</p> <p>②東員町立三和小学校</p> <p>※通算 36年間</p>	<p>氏は、昭和59年12月から平成9年3月まで三重県立桑名高等学校衛生看護分校、平成9年4月から現在まで、東員町立三和小学校的学校歯科医として、指導には関心も深く、長きにわたり児童・生徒のう蝕予防として、口腔衛生の向上を図るためのビデオ等を使用し、う蝕予防の重要性をわかりやすく説明する等、口腔衛生の普及と向上に尽力を重ね功績を残している。</p>
5	三重県 薬剤師会	かなまる きよたか 金丸 清隆	64 歳	<p>①鈴鹿市立郡山小学校</p> <p>②鈴鹿市立愛宕小学校</p> <p>③三重県立飯野高等学 校</p> <p>④鈴鹿市立飯野小学校</p> <p>⑤鈴鹿市立創徳中学校</p> <p>⑥鈴鹿市立鼓ヶ浦小学 校</p> <p>⑦鈴鹿市立深伊沢小学 校</p> <p>⑧鈴鹿市立栄小学校</p> <p>⑨三重県立飯野高等学 校（定時制）</p> <p>⑩鈴鹿市立天名小学校</p> <p>※通算 29年間</p>	<p>氏は、平成3年から現在までの29年間、学校薬剤師を務め、現在は、三重県立飯野高等学校、鈴鹿市立天名小学校的学校薬剤師として、学校環境衛生活動の年間計画に基づき、飲料水・プール水等の厳密な試験検査並びに教室の照度等検査を実施し、学校施設設備の環境衛生の向上に力を注いでいる。また、薬物乱用防止教育の一環として「くすりの正しい使い方教室」を担当校で開催し、危険な薬物の人体への影響など児童が薬物乱用について学習し、正しい知識が身につくよう指導に尽力している。</p>

6	三重県 薬剤師会	きたの 北野 雅章	まさあき まさあき	60 歳	<p>①熊野市立井戸幼稚園 他35校 (別紙)</p> <p>※通算 34年間</p>	<p>氏は、昭和61年から現在までの 34年間、学校薬剤師を務め、現在、 熊野市立金山小学校、御浜町立神志 山小学校、特別支援学校くろしお学 園の学校薬剤師として、飲料水及び プール水の水質検査や照度検査を 的確に行い、児童・生徒が衛生的で 安全に使用できるよう、また、健康 が維持できるよう努めている。平成 5年より、紀南薬剤師会の役員とし て会員の統率に努め、学校の定期検 査に関する適切な助言指導を積極 的に行い、学校環境衛生の維持及び 改善に尽力している。</p>
---	-------------	--------------	--------------	---------	---	--

報告2

懲戒処分に至らない措置の区分について

懲戒処分に至らない措置の区分について、別紙のとおり報告する。

令和2年10月27日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

懲戒処分に至らない措置の区分について

1 改正前の措置区分

教育委員会	知事部局
文書訓告（教育委員会名、文書）	訓戒（知事名、文書） 知事文書注意（知事名、文書）
厳重注意（教育委員会名、口頭）	部局長文書注意（部局長名、文書） 部局長口頭注意（部局長名、口頭）

2 改正する理由

- 平成30年度の障がい者雇用率の算定誤りに関して、平成26年度以降に携わっていた職員に対し、教育委員会から「厳重注意（口頭）」を行った。知事部局に異動していた職員には、教育委員会から措置が行えないため、知事部局で措置を行うよう依頼した。
- 教育委員会の「厳重注意（口頭）」は「部局長文書注意」「部局長口頭注意」相当と整理したうえで、責任の程度を勘案して、知事部局に「部局長文書注意」を行うよう依頼し、そのとおりの措置が行われた。
- この措置に関し、県民の方から、教育委員会では口頭による「厳重注意」が行われたことに対し、知事部局に異動した職員には文書による「部局長注意」が行われたことについて、なぜ口頭と文書の差があるのか、知事部局の文書による措置の方が重いのではないか、との指摘があった。
- このため、教育委員会と総務部とで協議し、教育委員会と知事部局で措置の区分が異なることで、処分に軽重があるのではないかなど、県民にとってわかりにくいくらいから、教育委員会の措置区分を改めることとした。

3 改正後の措置区分

教育委員会	知事部局
文書訓告（教育委員会名、文書）	訓戒（知事名、文書） 知事文書注意（知事名、文書）
文書厳重注意（教育委員会名、文書）	部局長文書注意（部局長名、文書）
口頭厳重注意（教育委員会名、口頭）	部局長口頭注意（部局長名、口頭）

- 教育委員会と知事部局で、措置区分の整合をより図るために、知事部局の「部局長文書注意」に相当するものとして、「厳重注意（教育委員会名、文書）」を設けることとする。なお、文書訓告は、双方とも任命権者からの文書による措置であることから変更しない。

報告 3

児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 10 月 27 日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

1 調査の趣旨

本調査は、文部科学省の調査に合わせて、県教育委員会においても実態把握に努めるために、児童生徒の問題行動等について、県内の公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導等の一層の充実を図るために実施しているものです。

2 調査の概要

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含まれています。

(1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
小学校	425	354	323	792	563	▲229
中学校	379	431	390	334	386	52
高等学校	97	87	80	102	96	▲6
計	901	872	793	1,228	1,045	▲183

【全国〔国公私立〕及び三重県〔公立〕の1,000人あたりの暴力行為発生件数】

（単位：件）

校種		H30	R1	R1-H30
小学校	三重県〔公立〕	8.4	6.1	▲2.3
	全国〔国公私立〕	5.7	6.8	1.1
中学校	三重県〔公立〕	7.3	8.5	1.2
	全国〔国公私立〕	8.9	8.8	▲0.1
高等学校	三重県〔公立〕	2.6	2.5	▲0.1
	全国〔国公私立〕	2.1	2.0	▲0.1
合計	三重県〔公立〕	6.8	5.9	▲0.9
	全国〔国公私立〕	5.5	6.1	0.6

全国の発生件数は78,787件であり、前年度比8.0%増となっています。校種別では小学校が前年度比19.4%増、中学校が前年度比2.7%減、高等学校が前年度比6.1%減となっています。

本県では、小学校が563件（前年度比28.9%減）、中学校が386件（前年度比15.6%増）、高等学校が96件（前年度比5.9%減）となっており、全体では1,045件（前年度比14.9%減）となりました。

今回調査の特徴として、平成30年度に40回以上の暴力行為を行った児童が4人いましたが、今回調査では0人となっていることがあげられます。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
小学校	871	1,766	1,470	2,282	2,365	83
中学校	504	673	600	623	835	212
高等学校	125	158	131	187	230	43
特別支援学校	10	9	18	13	17	4
計	1,510	2,606	2,219	3,105	3,447	342

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の1,000人あたりのいじめの認知件数】(単位：件)

校種		H30	R1	R1-H30
小学校	三重県【公立】	24.3	25.6	1.3
	全国【国公私立】	66.0	75.8	9.8
中学校	三重県【公立】	13.5	18.4	4.9
	全国【国公私立】	29.8	32.8	3.0
高等学校	三重県【公立】	4.7	5.9	1.2
	全国【国公私立】	5.2	5.4	0.2
特別支援学校	三重県【公立】	7.9	10.1	2.2
	全国【国公私立】	19.0	21.7	2.7
合計	三重県【公立】	17.1	19.3	2.2
	全国【国公私立】	40.9	46.5	5.6

【全国【国公私立】及び三重県【公立】のいじめの解消率】(単位：%)

	H30	R1	R1-H30
三重県【公立】	78.0	76.6	▲1.4
全国【国公私立】	84.3	83.2	▲1.1

全国の認知件数は612,496件であり、前年度比12.6%増となっています。校種別では、小学校が前年度比13.8%増、中学校が前年度比9.0%増、高等学校が前年度比3.6%増、特別支援学校が前年度比14.9%増となっています。

本県では、小学校が2,365件（前年度比3.6%増）、中学校が835件（前年度比34.0%増）、高等学校が230件（前年度比23.0%増）、特別支援学校が17件（前年度比30.8%増）となっており、全体では3,447件（前年度比11.0%増）となりました。

いじめの認知件数は増加傾向にあり、1,000人あたりの認知件数も増加しています。しかし、依然として本県の1,000人あたりの認知件数は全国を大きく下回っています。

いじめの発見のきっかけは、小中学校では「アンケート調査など学校の取組により発見した」（小学校57.6%、中学校40.5%）が最も多い、高等学校では「本人からの訴え」（41.3%）が最も多くなっています。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（小中学校）】

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
小学校	443	545	566	672	695	23
中学校	1,478	1,486	1,549	1,599	1,612	13
計	1,921	2,031	2,115	2,271	2,307	36

【不登校生徒数（高等学校）】

(単位:人)

課程	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
全日制	371	334	343	430	516	86
定時制	213	219	195	240	262	22
計	584	553	538	670	778	108

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の1,000人あたりの不登校児童生徒数】 (単位:人)

校種		H30	R1	R1-H30
小学校	三重県【公立】	7.1	7.5	0.4
	全国【国公私立】	7.0	8.3	1.3
中学校	三重県【公立】	34.8	35.5	0.7
	全国【国公私立】	36.5	39.4	2.9
小中合計	三重県【公立】	16.2	16.7	0.5
	全国【国公私立】	16.9	18.8	1.9
高等学校	三重県【公立】	17.7	21.1	3.4
	全国【国公私立】	16.3	15.8	▲0.5

全国の不登校児童生徒数は小中学校が181,272人で、前年度比10.2%増、高等学校が50,100人で、前年度比5.0%減となっています。1,000人あたりの校種別的人数は、小学校が前年度比1.3人増、中学校が前年度比2.9人増、高等学校が前年度比0.5人減となっています。

本県における1,000人あたりの人数は、小学校が7.5人で、前年度比0.4人増、中学校が35.5人で、前年度比0.7人増、高等学校が21.1人で、前年度比3.4人増となっています。

不登校の要因は、全校種とも「本人に係る状況の無気力、不安」(小学校47.2%、中学校49.1%、高等学校33.7%)が主たる要因となっています。次いで、小学校では「家庭に係る状況の親子の関わり方」(14.1%)、中学校では「学校に係る状況のいじめを除く友人関係をめぐる問題」(19.9%)、高等学校の全日制では「学校に係る状況のいじめを除く友人関係をめぐる問題」(16.5%)、定時制では「本人に係る状況の生活リズムの乱れ、あそび、非行」(24.0%)となっています。

(4) 中途退学（高等学校）

【中途退学者数】

(単位:人)

課程	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
全日制	285	242	225	239	220	▲19
定時制	208	210	158	141	126	▲15
通信制	60	72	151	52	46	▲6
計	553	524	534	432	392	▲40

【全国〔国公私立〕及び三重県〔公立〕の中途退学率】

(単位: %)

課程		H30	R1	R1-H30
全日制	三重県〔公立〕	0.7	0.6	▲0.1
	全国〔国公私立〕	1.0	0.9	▲0.1
定時制	三重県〔公立〕	8.2	7.5	▲0.7
	全国〔国公私立〕	9.1	8.3	▲0.8
通信制	三重県〔公立〕	2.4	2.1	▲0.3
	全国〔国公私立〕	5.4	4.6	▲0.8
合計	三重県〔公立〕	1.1	1.0	▲0.1
	全国〔国公私立〕	1.4	1.3	▲0.1

全国の中途退学者数は42,882人で、前年度比11.8%減、中途退学率は1.3%で、前年度比0.1%減となっています。

本県の中途退学者数は392人で、前年度比9.3%減、中途退学率は1.0%で、前年度比0.1%減となっています。

全国でも本県においても中途退学の主な要因は、学校生活・学業不適応や進路変更によるものとなっています。

3 今後の対応について

(1) 暴力行為

- ① 児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高め、規範意識など自らを律する力を育む取組を進めるため、生徒指導担当者を対象とした研修会を実施し、教員の資質向上を図ります。
- ② 必要に応じて、生徒指導特別指導員の派遣を行い、暴力行為におよぶ児童生徒への適切かつ迅速な対応を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、チームによる支援を行います。

(2) いじめ

- ① いじめの認知において留意すべき具体的な事例を示した「学校におけるいじめの認知基準チェックリスト」の活用を促し、教員のいじめの認知力のさらなる向上を進めます。また、認知した事案については、学校全体で組織的に対応することを引き続き周知していきます。
- ② いじめの早期発見のためのアンケートの内容を、いじめという言葉を用

いざに、児童生徒が困っていることや嫌な思いをした経験の有無を問う形式に見直しました。また、日々の児童生徒の様子をチェックする「いじめ早期発見のための気づきリスト」を作成しました。これらの活用を促し、いじめの早期発見・早期対応につなげるよう周知していきます。

- ③ 引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携し児童生徒の支援を行っていきます。また、「子ども SNS 相談みえ」や「24 時間電話相談」等でも、児童生徒の相談に対応していきます。
- ④ インターネット上のいじめや不適切な書き込み、新型コロナウイルス感染症に対する誹謗・中傷等を早期に発見し、児童生徒をさまざまなネットトラブルから守るため、引き続き「ネットパトロール」や閉ざされた SNS 内のやりとりを投稿できるアプリ「ネットみえへる」の運用を行っていきます。
- ⑤ 児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育めるように、発達段階に応じて学べる『いじめ事例別ワークシート』の活用を進めています。
- ⑥ 11 月のいじめ防止強化月間では、学校におけるいじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組やピンクシャツ運動を進めます。今年度は、各学校の特色ある取組を広く発信するとともに、強化月間終了後に、各県立学校の取組について話し合う生徒交流会をオンラインで実施します。

さらに、「いじめ防止応援サポーター」(以下、サポーター) の特性を活かした主体的な取組を推進し、その活動内容を県のホームページで紹介します。サポーターについては、子どもと関わりの深い事業所等を中心に、引き続き新規登録を進めています。

(3) 不登校

- ① 居場所づくりや絆づくりを通して、児童生徒の自尊感情や自己有用感を育んでいける魅力ある学校づくりを推進しています。その成果を市町教育委員会と共有し、各市町での取組に活かしていきます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談、教育支援センターにおける支援に引き続き取り組むとともに、フリースクール等の民間団体との連携も進めています。

- ② 今年度、不登校児童生徒の実態把握を行うため、県独自に過去 5 年間の欠席日数や不登校になり始めた学年、学習状況等について調査しています。その結果をふまえ、不登校児童生徒 30 名程度を対象に、不登校支援アドバイザーの助言のもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが訪問型支援を実施しています。今後は、教育支援センターが不登校支援の拠点としての機能を発揮できるよう、モデルとなる教育支援センターを指定し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的見地からの支援や相談、訪問型支援について検討していきます。

- ③ 不登校児童生徒の状況(不登校の背景や要因、内容等) や支援内容、児童生徒の変容をデータベース化し、類似の事例を参考にすることで、各学

校や教育支援センターの教員が経験年数によらず支援できるよう、効果的な不登校支援につなげていくことを検討していきます。